

保育料（利用者負担）についてのお知らせ

■保育料の設定について

認可保育所、認定こども園（保育機能部分）、地域型保育事業所に入所する児童は、2号または3号認定を受けます。2号、3号認定は、保護者の就労時間等、保育が必要な時間によって「標準時間」と「短時間」に区分します。保育短時間の保育料は、保育標準時間の保育料よりも低額に設定しています。

教育・保育 給付認定区分	認定条件	利用できる施設	保育料
2号認定	満3歳以上で「保育が必要な事由」に該当し、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園（保育機能部分）	無償
3号認定	満3歳未満で「保育が必要な事由」に該当し、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園（保育機能部分）	世帯の所得に応じて決定 ※R6.9.1から 第2子以降無償

3号認定に係る保育料は、市町村民税に応じて市が定める額になります。

4～8月：前年度分（令和7年度）

9月以降：当年度分（令和8年度）の税額から算定した保育料に変わります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7年度（令和6年中の所得）の 市町村民税所得割課税額に基づく保 育料					令和8年度（令和7年中の所得）の 市町村民税所得割課税額に基づく保育料						

■留意事項

- ・市民税未申告や課税資料未提出などの理由により、保護者の市民税額が不明な場合は、仮の保育料（最高額）で算定しています。
- ・第2子以降の児童とは「生計が一となる子のうち第2子以降となる児童」となります。
入所申込や現況届に該当する世帯員を記入していない場合や、世帯状況に変更があった場合は保育料が変更となる可能性がありますので、市へご連絡ください。

令和6年9月から第2子以降の保育料が無償になりました

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所に入所する3歳児（年少）クラス以上の児童は、国の制度により保育料が無償となっていますが、山口県内では、市と県が共同で安心してこどもを育てられる環境を整えていくため、2歳児クラス以下の第2子以降の児童の保育料についても無償としています。



【お問合せ】

あいぱーく光 8番窓口
光市福祉保健部こども政策課
TEL:0833-74-3005